

退職者各位

## 雇用管理情報取扱いに関する通知

株式会社 ナスカコンピュータ  
個人情報保護管理者 越村 隆興

株式会社ナスカコンピュータ(以下「当社」という)が取得・保有する個人情報のうち、当社の役員、正社員、嘱託社員、契約社員、パート・アルバイト社員など(以下「従業員」という。)の雇用管理に関する個人情報(以下「雇用管理情報」という)についての取扱いを下記のとおり通知します。

### 1. 雇用管理情報の取扱いに関する基本方針

当社は、従業員の雇用管理情報を取扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)、および会社規則に定める規程に従って適正に取扱います。

### 2. 会社が取得・保有する雇用管理情報

No	区分	内容
①	雇用情報	氏名、氏名番号、生年月日、性別、住所、電話番号、所属、職位、職種、資格、家族情報、評価情報、業務目標、表彰、懲戒、学歴、職歴、所属歴、異動等に関する本人申告情報、退職金情報、緊急連絡先、休職情報、写真、監視カメラ 等
		特定個人情報   個人番号、氏名、住所 等
②	給与情報	基本賃金関連、手当関連、諸給付、諸控除、賞与、勤務状況、給与等振込先口座、所得税、住民税、社会保険料、扶養親族情報、年金拠出金 等
③	教育・研修、能力情報	教育・研修受講歴・受講報告書・発表論文、保有資格 等
④	福利厚生情報	転勤者住宅、特別弔慰金・特別見舞金、福利施設利用状況、各種保険、各種慶弔情報、福利施設利用状況、年金手当金、企業型確定拠出年金 等
⑤	社会保険情報	健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険、各種保険、各種慶弔情報、福利施設利用状況、年金手当金 等
⑥	健康情報	健康診断結果情報(定期・成人病・雇入れ等)、休職等に係る健康情報 等
⑦	その他	所得税源泉徴収および雇用促進に必要な心身の障害に関する情報、知的財産権に関する情報、業務上災害に関する情報 等

### 3. 利用目的

(1)雇用管理情報に関する利用目的を次のとおり特定する。なお、利用目的を変更する場合は、別途その利用目的を通知または公表します。

No.	内 容
①	退職者に対する会社からの案内等の送付のため
②	在職中における勤務・給与・健康情報等の記録を管理するため
③	社会保険関係に係る各種問い合わせに対応するため
④	特定個人情報は番号法 第9条第3項に定められた目的にのみ利用させていただきます。
⑤	その他上記に付随する退職者管理を実施するため

(2)上記の利用目的を超えて会社が退職者の雇用管理情報を利用する場合は、別途その利用目的を通知または公表し、退職者からの同意を得るものとします。

## 4. 第三者への提供等について

当社は、下記のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者へ開示又は提供および、第三者と共同して利用(以下「共同利用」)することはありません。

(1) 個人情報保護法第 23 条第 1 項第 1 号ないし第 4 号に該当する場合。具体的には次のとおり。

- ① 法令に基づく場合。
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合。
- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。
- ④ 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(2) 上記 3.(1)の利用目的を達成するために必要な範囲において、第三者に提供する場合。この場合「第三者」とは、取引先、国・地方公共団体・官公庁、人事異動および人員配置を検討・実施する上で、その都度関係する企業・団体等をいう。

## 5. 退職者の権利等について

(1) 退職者は会社に対して、会社が保有する自己の個人情報の開示を求められます。ただし、開示を求められた個人情報のうち、次に該当する項目については、開示はいたしません。

- ① 人事異動・格付・育成計画・採用選考等の判断過程における個人情報
- ② 退職者の評価・格付に関わる個人情報。  
(ただし、処遇制度における評価に関するフィードバック項目を除く)
- ③ その他開示することで業務の適正な実施に支障をきたすと会社が判断する個人情報。

(2) 会社が開示した結果、誤った個人情報があった場合、従業員は会社に対して、訂正または削除を求められます。ただし、会社規則に反する場合、法令に定めがある場合等は、訂正または削除を行わない場合があります。

(3) 退職者は会社に対して、会社が保有する自己の個人情報の共同利用の停止を求められます。ただし、会社規則に反する場合、法令に定めがある場合等は、個人情報の共同利用の停止を行わない場合があります。

(4) 次のいずれかに該当する場合、退職者は会社の諸制度・サービス等を受けられない場合がある。

- ① 退職者が個人情報の提供を行わなかったとき。
- ② 退職者が、会社保有の個人情報の訂正・削除または共同利用の停止を求め、これが実行されたとき。

## 6. 個人情報の問合せ窓口

株式会社 ナスカコンピュータ 「個人情報問合せ窓口」  
〒060-0042  
札幌市中央区大通西 3 丁目 11 番地 北洋ビル 10 階  
電話番号:011-213-0130

以上